

特定廃棄物等の処分の流れ

〈除去土壌等〉

土壌

廃棄物

例) 落ち葉、枝等

可能な限り
減容化

中間貯蔵施設

可能な限り減容・再生利用
を行った上で最終処分へ

〈廃棄物〉

特定廃棄物

対策地域内廃棄物

例) 災害廃棄物、家の片付けごみ

指定廃棄物
(8,000Bq/kg超)

例) 汚泥、焼却灰、浄水発生土等

可燃物: 可能な限り減容化(焼却等)
不燃物: 再生利用できるものは再生利用へ

廃棄物の放射能濃度

10万Bq/kg超

10万Bq/kg以下

発生区域、発生時期

特定廃棄物埋立処分施設

- ・ 双葉郡 8 町村の生活ごみ (~R9. 11)
- ・ 対策地域内廃棄物等
- ・ 福島県内の指定廃棄物

クリーンセンターふたば

- ・ 双葉郡 8 町村の生活ごみ (R9. 12~)
- ・ 双葉郡内におけるインフラ整備等に伴う廃棄物
- ・ 特定復興再生拠点区域の被災建物等解体撤去等に伴う特定廃棄物